

事務連絡
令和7年7月1日

各都道府県スポーツ施設主管課
各指定都市スポーツ施設主管課
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本パラスポーツ協会 御中
一般社団法人日本トップリーグ連携機構
各スポーツ団体

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）付
政 策 課
健 康 ス ポ ー ツ 課
参事官（民間スポーツ担当）付

社会体育施設におけるユニバーサルデザイン化の推進及び 適切な施設の活用について

日頃よりスポーツによる地域振興に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、令和6年4月1日に改正された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、事業者による、障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

各都道府県及び各指定都市管内の社会体育施設におかれては、同法等の趣旨を踏まえ適切な施設の整備及び活用がなされているとは存じますが、施設において実施される各種イベント等に参加する者等からスポーツ庁に対し、ユニバーサルデザインに関する様々な御意見も寄せられています。

具体的には、施設を利用したイベント主催者が、正当な理由なく車椅子用席種のチケットを一部分しか販売していない（利用が限定的）というケースが複数ありました。

このようにイベント主催者によって設備の活用が十分に図られない場合、ユニバーサルデザイン化された施設であっても、本来の整備目的を達成できないことにもなりかねないため、適切な施設の活用についても留意する必要があります。

こうした事例への対応としては、例えば国立競技場では、興行等を行うイベント主催者に対して適切な施設の活用を促す観点から、利用開始前の段階で各設備に関する説明を行うとともに、当該施設の利用規程において、施設を利用するイベント主催者の責務として、観衆等に対し正当な理由なく取扱に差異が生じることがないよう留意することを明文化する等の取組を行っております。

また、第 217 回国会（常会）において「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 71 号）（以下「改正法」という。）が成立し、令和 7 年 6 月 20 日に公布されたところですが、スポーツ基本法の前文において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等に関わらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。」としているところです。

各都道府県及び各指定都市スポーツ施設主管課におかれましては、こうしたスポーツ基本法の趣旨等も踏まえながら、社会体育施設のユニバーサルデザイン化を引き続き推進するとともに、社会体育施設の指定管理者やイベント主催者等に適切な施設の活用について、留意していただくようお願いいたします。

なお、スポーツ庁では令和 4 年度に「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」を取りまとめるとともに、施設の具体例としては、国立競技場において「ユニバーサルデザインガイド」が公表されています。この他、東京都及び公益財団法人東京都障害者スポーツ協会では「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」を作成しておりますので、これらのガイドブック等も適宜ご参考にさせていただきようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、本事務連絡について管内の市区町村（指定都市を除く）へ周知いただくようお願いいたします。

スポーツの興行等のイベント主催者となる各団体におかれましては、イベント等の実施に当たり会場となる施設・設備を十分に把握し、法の趣旨も踏まえて適切に施設を活用するようご留意いただくとともに、本事務連絡について傘下の競技団体・リーグ事務局・各クラブ・球団等にも周知いただくようお願いいたします。